

(別添様式)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20200416	コーヨー産業株式会社 (法人番号 9250001005411) 代表 者吉村雅浩	山口県下関市彦島西山町5 丁目4-24	本社営業所	山口県下関市彦島西山町5 丁目4-24	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条 第4項	令和元年5月14日及び同年9月2日、情報提供を 端緒として監査実施。6件の違反が認められた。 (1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条 第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7 条第1項、第2項及び第3項)(3)乗務等の記録 事項義務違反(安全規則第8条第1項)(4)運行 指示書記載事項義務違反(安全規則第9条の3 第2項)(5)運転者に対する指導監督義務違反 (安全規則第10条第1項)(6)運転者に対する指 導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条 第1項)	3	3
20200420	厚狭興運有限公司(法 人番号8250002006236) 代表者西真弘	山口県山陽小野田市大字 津布田1408-6	本社営業所	山口県山陽小野田市大字 津布田1408-6	輸送施設の使用停止 (70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条 第4項	平成31年4月22日及び令和元年5月27日、死亡 事故を端緒として監査実施。9件の違反が認め られた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規 則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反 (安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(3) 点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5 項)、(4)運行指示書作成義務違反(安全規則 第9条の3第1項、第2項及び第3項)、(5)運転者 台帳記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1 項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(安 全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導 監督の記録義務違反(安全規則第10条第1 項)、(8)特定の運転者に対する特別な指導義 務違反(安全規則第10条第2項)、(9)特定の運 転者に対する適性診断受診義務違反(安全規 則第10条第2項)	7	7